

2023年11月30日
サンケン電気株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、サンケン電気株式会社（以下、「当社」といいます。）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」といいます。）に基づく勧告及び指導（以下、「本勧告等」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社では、当社製品の一部部品について、その製造を下請法の対象と認定されたお取引先様（以下、「下請事業者様」といいます。）に委託しており、当該部品の製造に使用する当社所有の金型を下請事業者様に貸与しておりました。本勧告等では、当該金型を用いる部品の発注を長期間行わないにもかかわらず当該金型を無償で保管させるとともに、金型の現状確認等の棚卸し作業を行わせた行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する等と判断されたものであります。

当社は、本勧告等に従い、今後の取引において同様の問題が再発することのないように、運用の改善を徹底してまいります。なお、本勧告等において下請法違反とされた行為は、対象期間が2021年7月1日から2023年10月27日、金型数が386型、対象下請事業者様が16社であります。すべての対象下請事業者様と補償のための協議は既に実施済みであり、金型保管等の費用に相当する額として、総額1,136万9,160円を支払い済みです。また、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態の金型については廃棄等の対応も実施済みです。

当社は、本勧告等を厳粛に受け止め、本件について役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守の社内教育の実施、チェック体制を強化するなど、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

以 上